

エコー検査におけるレセプト審査と個別指導対策

～知っておくべきカルテ記載とレセプト請求テクニック～

ウィーメックス株式会社

ヘルスケア I T 事業部 営業戦略部 トレーニング課

中島 啓氏



医療と、幸せを、
クロスする。



PHC
GROUP

糖尿病マネジメント

ヘルスケアソリューション

診断・ライフサイエンス



PHC
IVD



LSIメディエンス



PHCbi

会社名	ウィーメックス株式会社
代表	代表取締役社長 大塚孝之
設立	2023年4月1日
所在地	東京都渋谷区渋谷3-25-18 NBF渋谷ガーデンフロント14F
資本金	50百万円
事業内容	ヘルスケアソリューション事業

医事会計コンピュータから始まり、電子カルテ、そしてPHRへー WEMEXは日本の医療ITを支え、これからも牽引していくリーディングカンパニーです

WEMEXはメディコムというブランドで医事会計コンピュータを開発、2022年に創立50周年を迎えたメーカーです。電子カルテとレセコンとで国内トップシェアを誇り、オンライン資格確認では導入推進No.1（33,000件超）日本の医療ITをリードし支える役割を担ってまいりました

社名を変えながらも連綿とブランドを受け継いできました



Medicom おかげさまでシェアNo.1! 多くのお客様に愛されています



そして、2023年ー
51年目を迎えるメディコムは原点に立ち返り、
そして日本の医療ITシーンをさらに牽引すべく、
大きな変革に挑みます



ウィーメックス株式会社
ヘルスケアIT事業部 営業戦略本部 トレーニング課 課長

中島 啓氏
Hiroshi Nakashima

医療経営士 2級 認定番号22310015010069

【略歴】

- 1994年 大学卒業後 愛知県内医療法人 入職
健診部門、外来医事課、サテライトクリニック事務などを経験
- 2001年 法人内病院医事課長 就任
入院・外来請求事務、部門責任者として従事
- 2003年 法人内サテライトクリニック事務長 就任
診療所の医事全般、経理・財務一連の業務に携わる
- 2005年 ウィーメックス株式会社（旧社名PHCメディコム株式会社）入社
 - ・ドクター向けコンサルティングサービス提供責任者
（レセプト点検、個別指導対策指導、診療報酬シミュレーション、スタッフ教育指導）
 - ・ドクター向けの各種セミナー講師
 - ・医療機関向け診療報酬改定資料作成責任者、全国で説明会を実施

【主な講演歴】

- ・広島市中区医師会、東広島地区医師会、名古屋市医師会、一宮医師会、岩倉医師会、尾北医師会 他
- ・盛岡保険医協会、岩手保険医協会、岡山保険医協会 他
- ・株式会社TKC、税理士法人ブレインパートナー、株式会社ケアネット、富士ゼロックス株式会社、碧海信用金庫、株式会社スズケン、アルフレッサ株式会社、他医療関連企業様

1.超音波検査における診療報酬体系

1.超音波検査における診療報酬体系（超音波検査）

【D215 超音波検査】

1 Aモード法	150点
2 断層撮影法（心臓超音波検査を除く）	
イ 訪問診療時に行った場合	400点
ロ その他の場合	
(1) 胸腹部	530点
(2) 下肢血管	450点
(3) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点
3 心臓超音波検査	
イ 経胸壁心エコー法	880点
ロ Mモード法	500点
ハ 経食道心エコー法	1,500点
ニ 胎児心エコー法	300点
ホ 負荷心エコー法	2,010点
4 ドプラ法（1日につき）	
イ 胎児心音観察、抹消血管血行動態検査	20点
ロ 脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400点
5 血管内超音波法	4,290点



- ① 【2 断層撮影法】と【3 心臓超音波検査】は別検査？
- ② 【ロ その他の場合】の(1) 胸腹部と(3) その他は別検査？
- ③ 【2 断層撮影法】のイ 訪問診療時とロ その他の場合は別検査？

1.超音波検査における診療報酬体系（断層撮影法）

2 断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）

イ 訪問診療時に行った場合	400点
ロ その他の場合	
（1）胸腹部	530点
（2）下肢血管	450点
（3）その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点

【留意事項（抜粋）】

- ・ 「イ 訪問診療時に行った場合」は、在宅患者訪問診療料と同一日に、患者等で「2 断層撮影法」を行った場合に、部位にかかわらず月1回に限り算定する。
- ・ 同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合は、主たる検査により算定する。
- ・ 同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみの算定とする。
- ・ 同一月に同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は、90/100の点数で算定する。
- ・ 血管の血流診断を目的としてパルスドプラ法を併せて行った場合には、パルスドプラ法加算として、150点を加算できる。



- ① 「イ」訪問診療時とは？
- ② 部位にかかわらず、月1回とは？
- ③ 同一部位、同時、主たる検査とは？
- ④ 月2回目以降は90/100？

1.超音波検査における診療報酬体系（断層撮影法）

【往診と訪問診療の違い】



訪問診療時

計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合

※算定点数：在宅患者訪問診療料

往診時

患者等から直接往診を求められ臨時的、緊急的に患家に赴いて診療を行った場合

※算定点数：初・再診料+往診料

【断層撮影法算定の違い】



訪問診療時

部位に関わらず、月1回に限り400点

※心エコーは別検査となり、経胸壁心エコー法を実施した場合は880点で算定できる

往診時

部位により (1) 胸腹部 530点 (2) 下肢血管 450点 (3) その他 350点

※同時に複数の部位を撮影した場合は、主たるもののみの算定となる

【月2回以上実施する場合の違い】



訪問診療時

月2回目以降は算定できない

往診時

月2回目以降は90/100により算定する

1.超音波検査における診療報酬体系（断層撮影法）

【断層撮影法における同一部位、同時に、同一月の整理】

同一日に同時（同一診療帯）に実施する場合

同一部位に別の撮影方法	主たるもののみ算定 例) 下肢血管に対して、「2断層撮影法 (2) 下肢血管」と「4 ドプラ法 イ 末梢血管血行動態検査」を併せて行った など
別部位に同一の撮影方法	主たるもののみ算定 例) 頸部エコーと腹部エコーを併せて行った など
別部位に別の方法	いずれも算定可 例) 腹部エコーと心エコーを併せて行った など

同一月の別日に実施する場合（同一月2回目以降）

同一部位に別の撮影方法	2回目以降は90/100
別部位に同一の撮影方法	2回目以降は90/100 例) 初日に頸部エコー、2回目別日に腹部エコー行った場合 350点+530×90/100
別部位に別の方法	2回目以降も100/100で算定可 例) 初日に腹部エコー、2回目別日に経胸壁心エコー行った場合 530点+880点



- ① 同一月の別日に、訪問診療でそれぞれ実施した場合は？
- ② 同一月の別日に、往診時と訪問診療時で実施した場合は？
- ③ 訪問診療時に実施、その日の夜に往診で実施した場合は？

2.超音波検査における審査状況と査定対策

2.超音波検査における審査状況と査定対策

【超音波検査のよくある減点】

◆ 同一部位、同時に、同一月2回目以降の算定誤りによる減点

◆ 頸部エコーに対するパルスドプラ法加算の減点

ケース1：頸動脈硬化症の疑いに対するパルスドプラ法加算が減点された！

ケース2：肝がん疑いに対するパルスドプラ法加算は請求できる？

◆ 断層撮影法「下肢血管」450点がドプラ法（末梢血管血行動態検査）20点へ減点

【ドプラ法】：断層撮影を行わず、ドプラ法のみ行った場合に算定する。

◆ 心エコーと同一日に算定された心電図の減点

◆ 整形外科病名に対する超音波検査（断層撮影法）の減点

◆ 経過観察でのエコーの減点（同一検査の繰り返し）

3.超音波検査実施時のカルテ記載と個別指導対策

3.超音波検査実施時のカルテ記載と個別指導対策

2 断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）

イ 訪問診療時に行った場合	400点
ロ その他の場合	
（1） 胸腹部	530点
（2） 下肢血管	450点
（3） その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点

【留意事項（抜粋）】

- ・ 超音波検査（胎児心エコー法を除く。）を算定するに当たっては、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること又は検査実施者が測定値や性状等について文書に記載すること。
- ・ 医師以外が検査を実施した場合は、その文書について医師が確認した旨を診療録に記載すること。
- ・ 検査で得られた画像を診療録に添付すること。また、測定値や性状等について文書に記載した場合は、その文書を診療録に添付すること。



- ① 誰が実施したのか？
- ② 所見がカルテ2号紙に記載されているか？
- ③ エコー画像をカルテに添付しているか？
- ④ 結果が診療に反映されているか？
(アセスメント、プラン)

ご清聴ありがとうございました。